

事例でレベルアップ 年金相談Q & A 目次

第1部 年金制度への加入と保険料	1
第1章 年金制度への加入	2
①国民年金の被保険者は3種類…3 ②被保険者資格の取得・喪失…6 ③被保険者の加入手続…6 ④厚生年金保険への加入…8 ⑤厚生年金保険の被保険者…8	
Q&A 年金制度への加入	12
1. 第1号被保険者 2. 第2号被保険者 3. 第3号被保険者 4. 外国人の加入 5. 海外居住の場合 6. 手続 7. 加入期間の計算 8. 共済組合加入者の厚生年金加入 9. 厚生年金保険の同月得喪 10. 共済期間の加入月数	
第2章 保険料納付と免除	17
①基礎年金の費用…18 ②国民年金の保険料…18 ③国民年金保険料の免除…22 ④国民年金保険料の追納…27 ⑤厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額…27 ⑥育児休業等期間中の保険料・標準報酬月額…31 ⑦産前産後休業期間中の保険料・標準報酬月額…33	
Q&A 保険料納付と免除	35
1. 国民年金保険料の額と納付期限 2. 口座振替 3. 後納保険料 4. 任意加入期間と後納制度 5. 法定免除 6. 申請免除 7. 免除期間の追納 8. 加入記録の重複等 9. 養育期間特例	
第3章 受給資格期間	39
①保険料納付済期間…40 ②保険料免除期間…40 ③合算対象期間…41 ④受給資格期間の短縮措置…42 ⑤坑内員と船員の特例…43 ⑥沖縄の特例…45 ⑦その他の特例…46 ⑧『ねんきん定期便』による加入記録の確認…46 ⑨『ねんきんネット』による加入記録の確認…48	
Q&A 受給資格期間	49
1. カラ期間（合算対象期間）とは何か 2. 本人のカラ期間 3. 配偶者のカラ期間 4. 外国人のカラ期間 5. 脱退手当金のカラ期間 6. 全額免除以外の免除期間の受給資格期間 7. 被用者年金加入者の受給要件 8. 受給資格期間の短縮① 9. 受給資格期間の短縮② 10. 受給資格期間の短縮③ 11. 受給資格期間の短縮④ 12. 任意加入未納期間の受給権発生日 13. 『ねんきん定期便』の見方 14. 被用者年金一元化後の受給資格① 15. 被用者年金一元化後の受給資格②	
第4章 加入期間不足の場合	58
①任意加入により資格期間を満たす…58 ②保険料納付済期間および保険料免除期間がない場合の振替加算…59 ③厚生年金の脱退手当金…60 ④外国人の脱退一時金…61	

Q&A 加入期間不足の場合	64
1. 国民年金の特例任意加入 2. 厚生年金保険の脱退手当金 3. 脱退一時金 4. カラ期間のみの場合	
第2部 老齢年金の基本的な受け方	67
第1章 年金額の計算	68
①老齢基礎年金の計算方法…68 ②60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の計算方法…70 ③65歳から受ける老齢厚生年金の計算方法…72 ④年金額改定のしくみと平成30年度の年金額…74	
Q&A 年金額の計算	76
1. 自営業で国民年金のみ加入 2. 国民年金第2号被保険者期間と経過的加算 3. 老齢基礎年金額の計算 4. 退職後自営業の独身者	
第2章 受給開始年齢	79
①障害者の特例…80 ②長期加入者の特例…81 ③坑内員・船員の特例…81 ④特定地方公務員の特例…82	
Q&A 受給開始年齢	83
1. 障害者の特例 2. 長期加入者の特例 3. 障害者特例の受給権発生 4. 障害者特例の年金額の計算 5. 厚生年金と共に加入した女性の受給開始年齢	
第3章 加給年金額と振替加算	87
①加給年金額…87 ②振替加算…89 ③生年月日等と加給年金額・振替加算の関係…91	
Q&A 加給年金額と振替加算	92
1. 受給要件 2. 厚生年金と共に加入の場合 3. 生年月日と振替加算対象者 4. 加給年金額の金額 5. 加給年金額と在職老齢年金 6. 離婚と加給年金額・振替加算 7. 厚生年金保険加入期間のみの場合の受給資格と加給年金額 8. 加給年金額の加算開始時期 9. 受給資格と加給年金額 10. 65歳より後に老齢基礎年金の受給権者となった妻の振替加算 11. 妻の働き方と配偶者加給年金額・振替加算 12. 被用者年金一元化後の加給年金額の加算① 13. 被用者年金一元化後の加給年金額の加算② 14. 被用者年金一元化後の加給年金額の支給停止① 15. 被用者年金一元化後の加給年金額の支給停止②	
第4章 共済組合の年金	100
①旧職域加算と年金払い退職給付…100 ②在職した場合…102 ③過去に受けた退職一時金等の返還…104	
Q&A 共済組合の年金	105
1. 共済組合と厚生年金の違い 2. 受給開始年齢 3. 同一共済組合の場合の在職老齢年金 4. 共済組合と在職老齢年金 5. 共済組合加入期間の請求先等	
■生年月日による経過措置一覧－平成30年度	110



年金額の計算

Q 1 自営業で国民年金のみ加入

昭和28年10月10日生まれの自営業の男性。60歳になるまでに国民年金に24年間加入し、保険料を納付しました。この男性が65歳から受ける老齢基礎年金は、平成30年度価額でいくらになりますか。

Q 2 国民年金第2号被保険者期間と経過的加算

18歳から60歳まで42年間厚生年金保険のみに加入していた男性から、国民年金を支払ったことがありませんが、老齢基礎年金はもらえますかとの質問です。どう答えればいいですか。

Q 3 老齢基礎年金額の計算

昭和28年6月25日生まれの専業主婦です。国民年金保険料は独身のときは納めていませんでした。昭和54年4月に1歳年上のサラリーマンと結婚後、国民年金に任意加入し、昭和61年3月分まで納付済です。その期間は付加保険料も納めました。昭和61年4月以降、60歳までは第3号被保険者です。夫は65歳になるまで会社に勤め厚生年金に加入する予定です。未納期間があり老齢基礎年金が満額にならないので、60歳から国民年金に付加保険料も納めて任意加入しており、65歳になるまで納める予定です。この場合、65歳からの年金はいくらになりますか。平成30年度価額で計算してください。

Q 4 退職後自営業の独身者

昭和31年9月30日生まれの独身女性。25歳から、会社員として厚生年金保険に5年間加入しました。その後、自宅で自営業を始め、国民年金に合計30年間加入しました。この女性の年金受給について、平成29年度の受給額、平成30年度の受給額、65歳時の受給予想額を、それぞれ本来水準と従前額保障の2つの年金額で比較してください。

なお、厚生年金保険の被保険者期間中の標準報酬月額は11万円でした。この間の平成6年再評価率による平均標準報酬月額は158,675円、平成29年度再評価による平均標準報酬月額は167,720円として計算してください。

A 1 自営業で国民年金のみ加入

この男性の老齢基礎年金の受給権発生日は、65歳時の平成30年10月9日です。「改正年金機能強化法」により、平成29年8月から老齢基礎年金の受給資格期間が10年以上になったため、受給資格期間を満たしています。

老齢基礎年金は、通常65歳から受給できます。受給金額は、平成30年度価額で

$$779,300\text{円} \times 24\text{年}(288\text{月}) / 40\text{年}(480\text{月}) = 467,580\text{円}$$

年額467,580円を年6回（偶数月の15日）に分けて受給できます。

A 2 国民年金第2号被保険者期間と経過的加算

厚生年金の定額部分（20歳から60歳になるまでの40年間分）が老齢基礎年金として支給されます。20歳前や60歳以降の厚生年金加入期間の定額部分は、経過的加算（定額部分と老齢基礎年金の差額）として65歳から支給されます。しかし、**加入期間がすでに定額部分の上限月数の40年(480月)を超えている場合、超えた期間がたとえ20歳前や60歳以降の期間でも、経過的加算は支給されません**。ただし、18歳から58歳まで40年間厚生年金保険に加入していたような場合は、18歳から20歳までの2年間が経過的加算として支給されます。（法附(60)59条②）

A 3 老齢基礎年金額の計算

質問者の年金加入図は以下のとおりです。

昭48.6 20歳	▼	昭54.4 結婚	▼	昭61.4	▼	平25.6 60歳	▼	平30.6 65歳
						付加保険料 60月 326月 任意加入 60月		

60歳から65歳になるまでの60月は国民年金に任意加入して、同時に付加保険料も納付することで、年金を増額できます。65歳以降の特例任意加入は、受給資格のない人が資格を満たすために設けられた制度ですので、質問者の場合は65歳までしか加入できません。65歳時の国民年金保険料納付済期間は470月、付加保険料納付済期間は144月になります。また、夫が厚生年金保険の被保険者ですので、加給年金額が加算され、質問者が65歳になると老齢基礎年金に振替加算が加算されます。

[65歳]

老齢基礎年金：779,300円 × 470月 / 480月 = 763,065円

付加年金：200円 × 144月 = 28,800円

振替加算：62,804円

合計年金額：763,065円 + 28,800円 + 62,804円 = 854,669円

第4章 共済組合の年金

共済組合等には、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済の3つがあり、それぞれ退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金などの給付を行ってきました。

給付のしくみは、厚生年金保険の場合とほぼ同様ですが、厚生年金保険とは異なる点もありました。

しかし、共済年金を厚生年金に統合するための「被用者年金一元化法」（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律：平成24年法律63）が平成27年10月1日から施行され、共済年金と厚生年金の制度的な違いは、基本的に厚生年金にそろえて解消されました。

ただし、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合員等の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、年金給付の裁定などは、引き続き各共済組合や私学共済事業団が行っています。

① 旧職域加算と年金払い退職給付

共済年金には、職域加算（3階部分）が加算されていました。

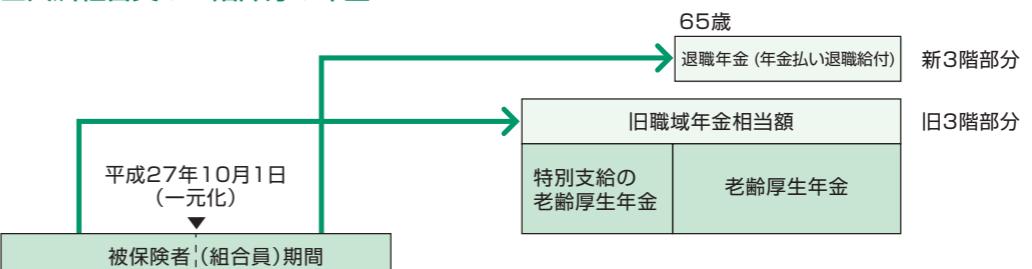
勤続年数が20年以上の場合の職域加算の額（平成30年度価額）は、次のAとBの合算額です。職域加算についても、退職共済年金と同様、平成26年度までは特例水準で計算されていましたが、平成27年度以降は本来水準と従前額保障の2つの年金額の丈比べになっています。以下は本来水準の計算式です。

- A 平均標準報酬月額（平成30年度再評価率適用）×生年月日に応じて 0.475 ~ 1.425/1000 * ×平成15年3月以前の組合員期間月数
- B 平均標準報酬月額（平成30年度再評価率適用）×生年月日に応じて 0.365 ~ 1.096/1000 * ×平成15年4月以後の組合員期間月数

*組合員期間の月数が240月（20年）未満の人の乗率は、生年月日に応じて 0.238 ~ 0.713/1000（平成15年3月以前）、0.183 ~ 0.548/1000（平成15年4月以後）となります。

この職域加算は、被用者年金一元化に伴い廃止され、平成27年10月1日以後は新たに「年金払い退職給付」が創設されました。ただし、27年9月30日時点の受給権者および待期者については、引き続き旧職域年金相当部分（経過的職域加算額）が支給されます。加入期間が27年10月前後にまたがる人は両制度の年金を受給し、加入期間が27年10月以降のみの人は年金払い退職給付（退職等年金給付）だけを受給します。

■共済組合員の3階部分の年金

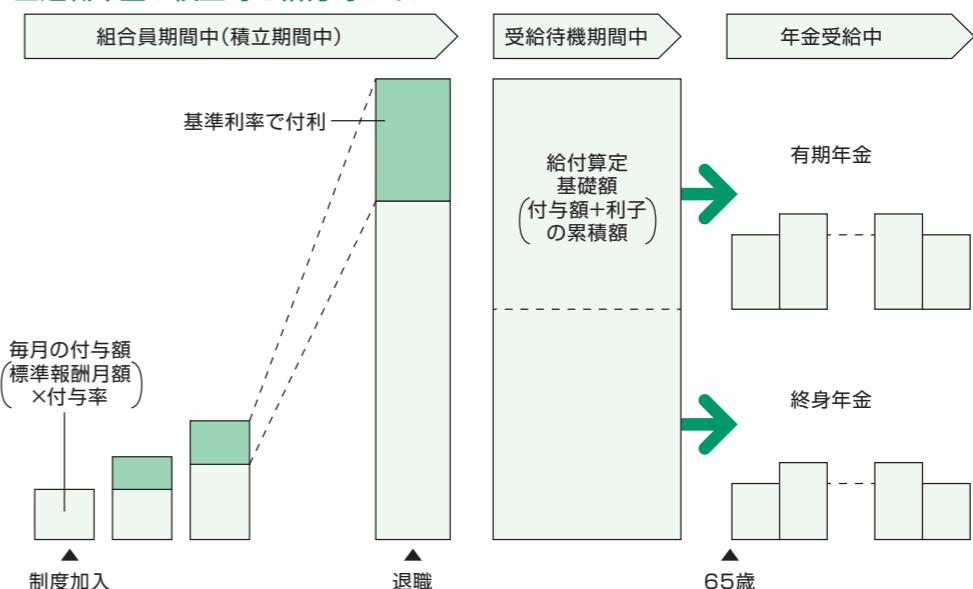


●共済組合等の「年金払い退職給付」とは

被用者年金の一元化に伴い、新たに共済組合等に創設された3階部分の「年金払い退職給付」の概要は、以下のとおりです。

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金（65歳から受給、60歳以降の繰上げも可能）
 - 有期年金は10年または20年受給を選択（一時金の選択も可能）
 - 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
 - 保険料は労使折半で、労使合わせて1.5%の上限を設ける
 - 財政運営方式は積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式*
- *キャッシュバランス方式とは、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させる（年金額が変動する）ことにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制するしくみ
- 退職年金のほか、公務に基づく負傷または病気により障害になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給
 - 服務規律維持の観点から、現役時から退職時までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入
 - 平成27年10月1日以後の加入期間に適用

■退職年金の積立時と給付時のイメージ



第3章 在職老齢年金・雇用保険との調整

老齢厚生年金を受けていた人が在職中で厚生年金保険の被保険者である場合は、総報酬月額相当額と年金月額に応じて年金額の一部または全部が支給停止されることがあります。これを在職老齢年金と呼んでいます。

また、雇用保険から基本手当（失業給付）を受ける場合は特別支給の老齢厚生年金が支給停止となり、高年齢雇用継続給付を受ける場合は在職老齢年金のしくみに加えて老齢厚生年金の額がさらに調整されます。

① 60歳台前半の在職老齢年金

在職者（厚生年金保険の被保険者）が受ける60歳台前半の老齢厚生年金は、年金額の一部または全部が支給調整されます。基本月額と総報酬月額相当額に応じて、以下のように調整されます。（厚年法附11条）

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の年金額 (加給年金額を除く)} \div 12$$

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \text{その月以前 1 年間の標準賞与の総額} \div 12$$

基本月額と総報酬月額相当額	支給停止額
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が 28 万円以下	0 (全額受給)
総報酬月額相当額が 46 万円以下	基本月額が 28 万円以下 (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2
	基本月額が 28 万円超 総報酬月額相当額 ÷ 2
総報酬月額相当額が 46 万円超	基本月額が 28 万円以下 (46 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)
	基本月額が 28 万円超 46 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)

● 加給年金額が加算されている場合

在職老齢年金の支給調整は加給年金額を除いた老齢厚生年金の本体部分の年金額に基づいて行われます。本体部分の年金が一部でも支給されている間は加給年金額が全額支給となり、本体部分の年金が全額支給停止となったときには加給年金額も支給停止となります。ただし、厚生年金基金（代行部分）の年金が受けられる場合は、本体部分の年金が全額支給停止になっても、厚生年金基金の年金が一部でも支給されていれば、加給年金額は加算されます。

■ 60歳台前半の在職老齢年金の早見表（受給額）

年金月額（万円）

	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
13.0	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.5	16.5	17.5	18.5
16.0	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	12.5	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0
19.0	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	12.5	13.5	14.5	15.5
22.0	2.0	4.0	6.0	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
25.0	2.0	3.5	4.5	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5
28.0	1.0	2.0	3.0	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0
31.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5
34.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
37.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5
40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5

□全額受給できます ■一部受給できます □全額支給停止されます

プラスαの知識

在職老齢年金の支給停止基準額の改定

60歳台前半の在職老齢年金の調整の基準となる28万円は「支給停止調整開始額」、従来の48万円は「支給停止調整変更額」といいます。同様に、65歳以降の在職老齢年金の調整の基準となる従来の48万円は「支給停止調整額」といいます（⇒144頁）。

このうち支給停止調整開始額は、28万円に平成17年度以後の各年度の年金額の改定の基準となる率を乗じて1万円単位で変動した場合に改定されます。また、支給停止調整（変更）額は、48万円に平成17年度以降の各年度の名目賃金変動率（前年の物価変動率に3年度前の実質賃金変動率（3年平均値）を乗じて得た率）を乗じて1万円単位で変動した場合に改定されます。（厚年法46条②、厚年法附11条②③）

その結果、平成23年度以降28万円は従来のままであるが、48万円は平成22年度は47万円、平成23年度以降は46万円、平成27年度・28年度は47万円、そして平成29年度からは46万円になっています。

○平成30年度の支給停止調整開始額：基準28万円

$$28\text{万円} \times 1.000 \text{ (17年度)} \times 0.997 \text{ (18年度)} \times 1.000 \text{ (19年度)} \times 1.000 \text{ (20年度)} \\ \times 1.000 \text{ (21年度)} \times 1.000 \text{ (22年度)} \times 0.996 \text{ (23年度)} \times 0.997 \text{ (24年度)} \times 1.000 \\ \text{ (25年度)} \times 1.000 \text{ (26年度)} \times 1.014 \text{ (27年度)} \times 1.000 \text{ (28年度)} \times 0.999 \text{ (29年度)} \\ \times 1.000 \text{ (30年度)} \div 280,809\text{円} \Rightarrow [28\text{万円}]$$

○平成30年度の支給停止調整（変更）額：基準48万円

$$48\text{万円} \times 1.003 \text{ (17年度)} \times 0.996 \text{ (18年度)} \times 1.002 \text{ (19年度)} \times 0.998 \text{ (20年度)} \\ \times 1.011 \text{ (21年度)} \times 0.976 \text{ (22年度)} \times 0.980 \text{ (23年度)} \times 0.986 \text{ (24年度)} \times 0.996 \\ \text{ (25年度)} \times 1.005 \text{ (26年度)} \times 1.025 \text{ (27年度)} \times 1.000 \text{ (28年度)} \times 0.991 \text{ (29年度)} \\ \times 0.998 \text{ (30年度)} \div 463,935\text{円} \Rightarrow [46\text{万円}]$$

第4章 遺族年金等の請求

① 被保険者が死亡した場合

●国民年金に加入中の場合

- ① 18歳未満の子がいる配偶者または子の場合は、遺族基礎年金を請求します。ただし、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない被保険者の場合は、保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- ② 死亡した人に厚生年金保険の被保険者期間があり、遺族厚生年金の長期要件を満たしている場合で、遺族厚生年金を受けられる遺族がいる場合は、遺族厚生年金を請求します。
- ③ 遺族基礎年金を受けられない場合で、国民年金の保険料納付済期間が3年以上ある場合は、死亡一時金を請求します（死亡した人が老齢基礎年金、障害基礎年金の受給権者でなかった場合）。
- ④ 寡婦年金の受給要件を満たしている場合は、寡婦年金を請求します（死亡一時金も受けられる場合は、どちらか一方のみの受給となります）。

●厚生年金保険に加入中の場合

- ① 遺族厚生年金を受けられる遺族がいる場合は、遺族厚生年金を請求します。
- ② 遺族年金を受けられる遺族がない場合は、国民年金の保険料納付済期間が3年以上あれば、死亡一時金を請求します（寡婦年金も受けられる場合は、どちらか一方のみの受給となります）。

●年金請求書の提出先

遺族基礎年金のみを受ける場合は「年金請求書（国民年金遺族基礎年金）」（様式108号）を、遺族基礎年金と遺族厚生年金または遺族厚生年金のみを受ける場合は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」（様式105号）を提出します。提出先は以下のとおりです。

- 死亡時の加入制度が厚生年金保険の人…事業所を管轄する年金事務所または街角の年金相談センター
- 国民年金（第1号被保険者・第3号被保険者）と被用者年金制度の加入期間がある人…死亡時の加入制度にかかわらず住所地を管轄する年金事務所または街角の年金相談センター
- 国民年金の第1号被保険者期間のみの人…住所地の市区町村の窓口
- 死亡時に共済組合等の加入者だった人…基本的に加入していた共済組合等に提出します。

●遺族年金の請求はワンストップサービスの対象

平成27年10月以降、遺族年金の請求はワンストップサービスの対象となり、短期要件・長期要件にかかわらずどの実施機関でも請求を受け付けます。ただし、支給に関する事務などは以下のようになります。

長期要件に該当する場合は、各被保険者期間の実施機関で決定・支給します。短期要件に該当する場合は、とりまとめ実施機関において他の実施機関の被保険者期間を合算して年金額を決定・支給します。短期要件と長期要件の両方を満たす場合は、短期要件のとりまとめ実施機関が短期要件と長期要件のいずれかの判断・決定を行い、結果を各実施機関へ通知します。そして、短期要件の場合のとりまとめ実施機関は、原則として、死亡日に加入していた実施機関となり、次の①～③の該当要件の順になります。（改正後厚年令3条の13の10②～④）

- ① 被保険者が死亡したとき
- ② 1級・2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき（複数の受給権があるときは、受給権の発生が後発の障害厚生年金を支給する実施機関）
- ③ 被保険者であった人が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者期間であった期間に初診日がある傷病により、初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
同日得喪期間内に死亡日がある場合のとりまとめ実施機関は、障害給付の場合と同様、以下のようにになります。（改正後厚年令3条の12）

- ① 同月内に厚生年金被保険者期間の種別変更があった場合…変更後の種別の実施機関（2回以上、種別変更があった場合は最後の種別の実施機関）
- ② 同月が国民年金の期間である場合…最も被保険者期間が長い実施機関。被保険者期間が同じ場合は第1号・第2号・第3号・第4号被保険者期間の順

■年金請求書（国民年金遺族基礎年金）

■年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）